

意見書

平成24年3月19日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

とうきょうとちゅうおうく にほんばしにんぎょうちょう 三ちょうめ
東京都中央区日本橋人形町三丁目10-2

フローラビル 8階

しゃだんほうじんてれこむさーびすきょうかい
社団法人テレコムサービス協会

TEL

メールアドレス

「競争セーフガード制度に基づく検証結果2011年度」(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案		意見
(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ウ アンパンドル機能の対象に関する検証	<p>NGNのオープン化については、H23 年 12 月の「ブロードバンド答申」でも、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続事業者の見解： NTT 東西が主導すべき ・ NTT 東西の見解： 事業者から具体的な要望を行うべき <p>と、見解が対立したままであることが述べられている。</p> <p>一方、現状の NGN の利活用の状況を見ると、そのほとんどはひかり電話とインターネットへのアクセス網として使われているだけであり、NGN の持つ特有の機能などを利用した使われ方はほとんどされていない。また、NGN 上でサービスを提供する事業者向けのインタフェースである SNI についても、提供されているのはフレッツ・キャストの 1 種類だけであり、かつ月額 80 万円からというきわめて大規模なサービス提供を想定したメニューとなっている。当初想定したような NGN が持つ特有な機能を活かした多種多様なサービスが提供される状況には程遠いのが現実である。</p> <p>ブロードバンド環境の利活用を促進するためには、NTT 東西は『接続事業者からの具体的な要望を待つ』のではなく、『NTT 東西が主導して』オープン化可能なインタフェースを開放し、「誰でも」「簡単に」かつ「小規模なサービスから」でも始められるような環境を整えるべきである。NTT 東西による自主的なインタフェースのオープン化と柔軟なサービスメニューの速やかな提供を望むものである。それによって NGN の利活用が促進され、ユーザの利便性が向上すると共に、NTT 東西自身にとっても NGN を利用したサービスが活況を呈することは歓迎すべき状況であると考える。</p>